

# 全国労働衛生週間に向けて

あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場



## 令和4年度 全国労働衛生週間準備講習会

一般社団法人岐阜労働基準協会/公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会/岐阜労働基準監督署

令和4年9月8日（木）

1. 労働衛生について
2. 全国労働衛生週間
3. 労働者の健康の状況
4. 法令改正
5. ゼロ災チャレンジ2022

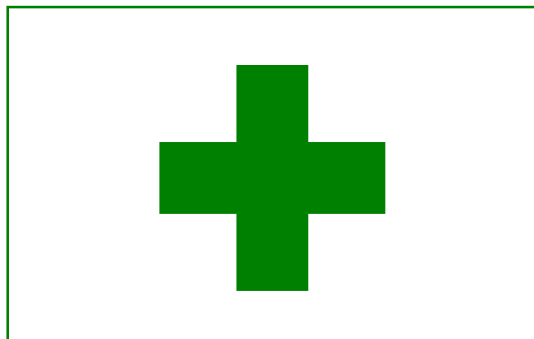
厚生労働省 岐阜労働局  
岐阜労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 労働衛生について
2. 全国労働衛生週間
3. 労働者の健康の状況
4. 法令改正
5. ゼロ災チャレンジ2022

## 「労働衛生」とは

「安全衛生」から「産業安全」を除いたものです。



産業安全  
(けが対策)



労働衛生  
(病気対策)



安全衛生  
(労働災害防止対策)

# 「労働衛生」とは

「職業性疾病対策」と「産業保健」から成ります。

職業性  
疾病対策



産業保健



トルエンでドラム缶  
の内部を洗浄作業中  
に急性有機溶剤中毒

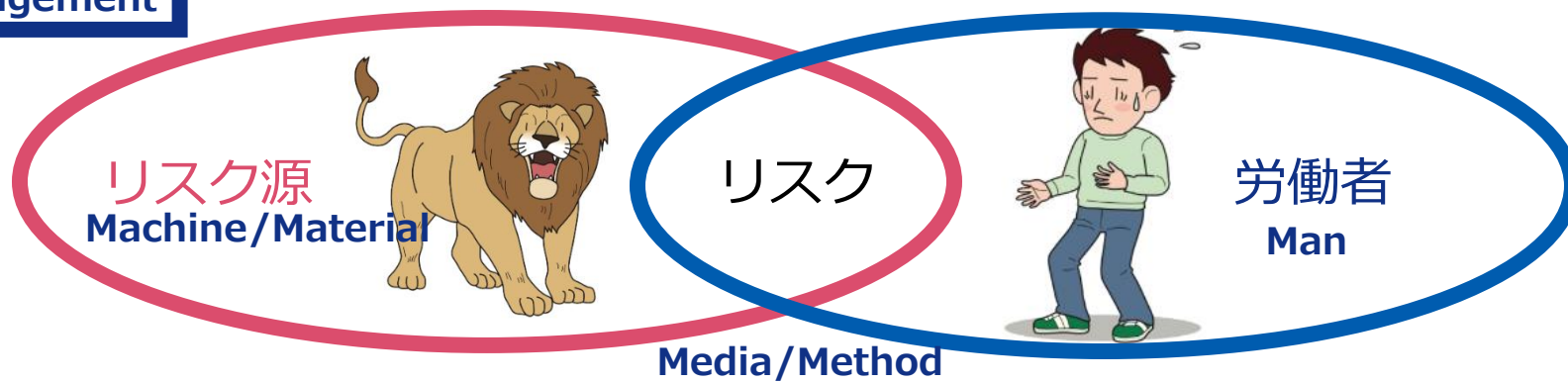


【絵の出典】厚生労働省「職場のあんぜんサイト」労働災害事例（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>）、  
パンフレット「中小企業事業者の為に産業医ができること」（独立行政法人労働者健康安全機構、平成31年3月）

# 労働災害のリスク低減措置

より本質的な対策を優先するようにしましょう。

## Management

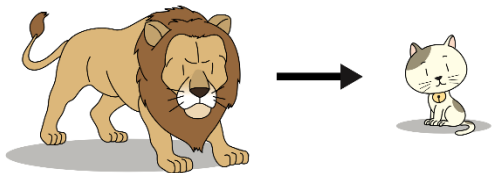


危険な作業の  
廃止・変更

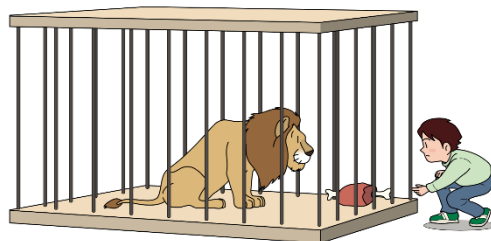
工学的対策

管理的対策

個人用保護具の  
使用



危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更等



ガード、インターロック、局所排気装置等の設置等

※作業場のレイアウトも含まれます。



マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等

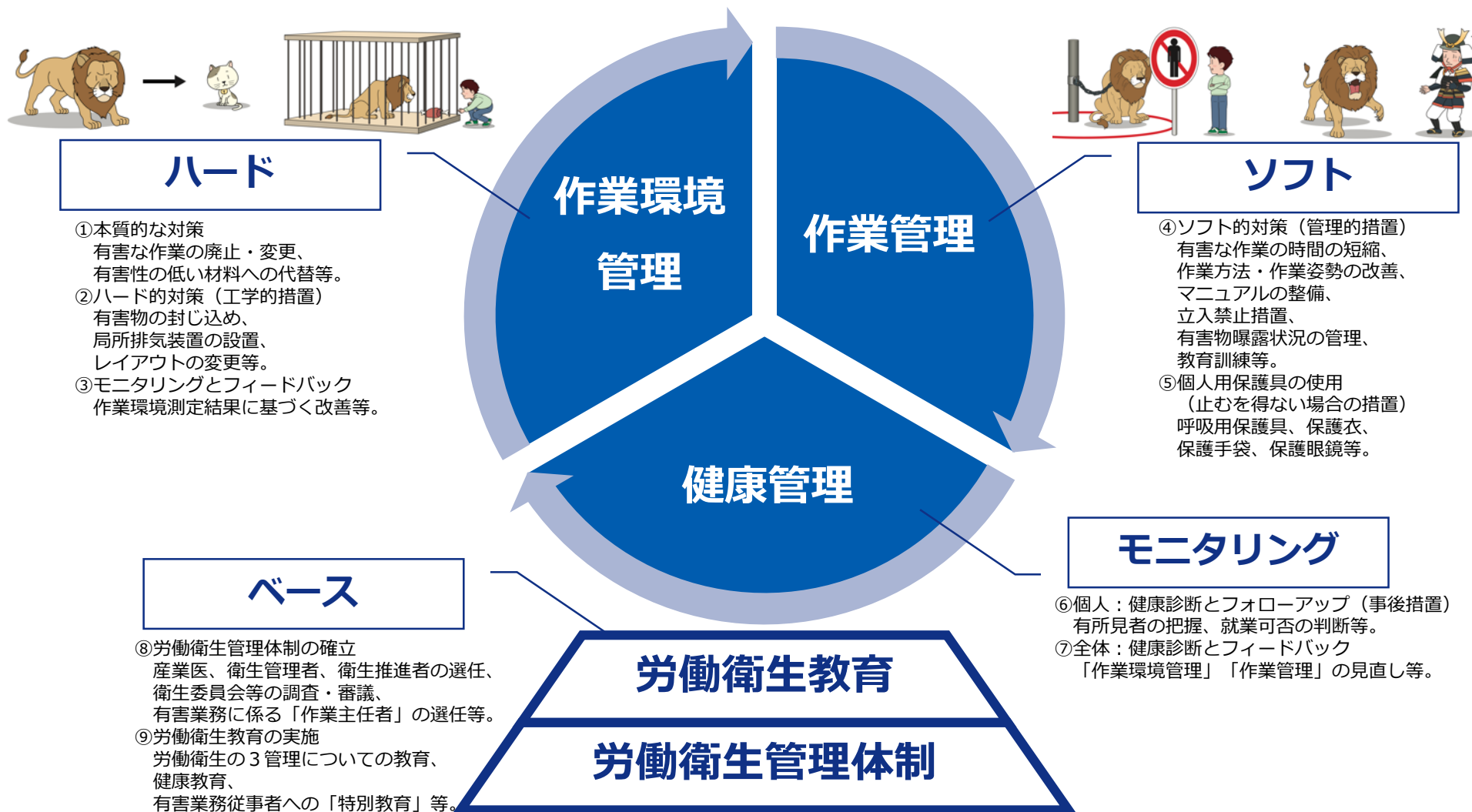


左の措置を十分に講じることができず、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます

【絵の出典】パンフレット「自動車整備業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして!!～」(厚生労働省、平成22年1月)

# 労働衛生の3管理

労働衛生分野のリスクコントロール。



# 準備期間（9/1～9/30）に実施する事項①：重点事項

「令和4年度全国労働衛生週間実施要綱」から

(準備期間①)  
重点事項

過重労働

メンタル  
ヘルス

COVID-  
19

転倒  
腰痛  
高年齢者  
エイジフレンドリー  
ガイドラン

化学物質

石綿

職場における  
受動喫煙  
防止のための  
ガイドライン

 治療と  
仕事の  
両立支援

腰痛  
予防対策指針

STOP!  
熱中症  
クールワーク  
キャンペーン

テレワーク  
ガイドライン

# 準備期間（9/1～9/30）に実施する事項②：労働衛生の3管理

「令和4年度全国労働衛生週間実施要綱」から

(準備期間②)  
労働衛生  
の  
3管理

労働衛生  
管理体制

労働衛生  
教育

作業環境  
管理

作業管理

健康管理  
職場の健康診断実施  
強化月間（9月）

THP指針  
事業場における  
労働者の  
健康保持増進の指針

快適職場  
指針

副業  
兼業  
ガイドライン

感染症  
COVID-19  
ウイルス性肝炎  
HIV  
風疹



# 準備期間（9/1～9/30）に実施する事項③：作業の特性に応じた事項

「令和4年度全国労働衛生週間実施要綱」から

(準備期間③)  
作業の  
特性ごと

粉じん

第9次  
粉じん障害防止  
総合対策

電離  
放射線

騒音障害  
防止  
ガイドライン

振動障害  
総合対策要綱

情報機器  
作業  
ガイドライン

酸欠  
酸素欠乏症等  
O<sub>2</sub> H<sub>2</sub>S

CO中毒

東日本  
大震災連  
原発作業  
除染作業

## 本期間（10/1～10/7）に実施する事項

「令和4年度全国労働衛生週間実施要綱」から

全国  
労働衛生週間  
本週間

トップ等の  
パトロール

労働衛生旗  
の掲揚  
スローガンの  
掲示

労働衛生の  
優良職場や  
功績者の  
表彰

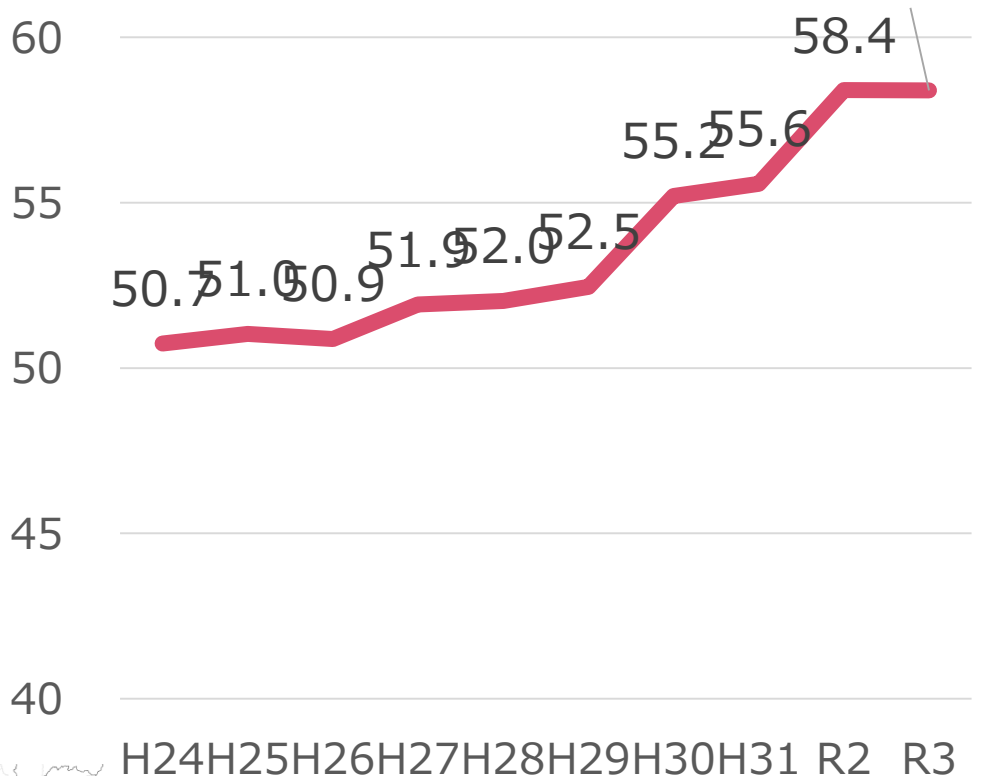
緊急時の  
実地訓練  
有害物漏洩事故  
酸欠等事故

労働衛生の  
意識高揚  
講習会・見学会  
作文・写真・標語の掲示

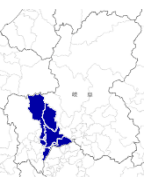
## 定期健康診断結果①：有所見率の推移（岐阜労働基準監督署）

有所見率が増加しています。

有所見率の推移[%]



有所見率  
増加

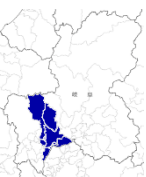
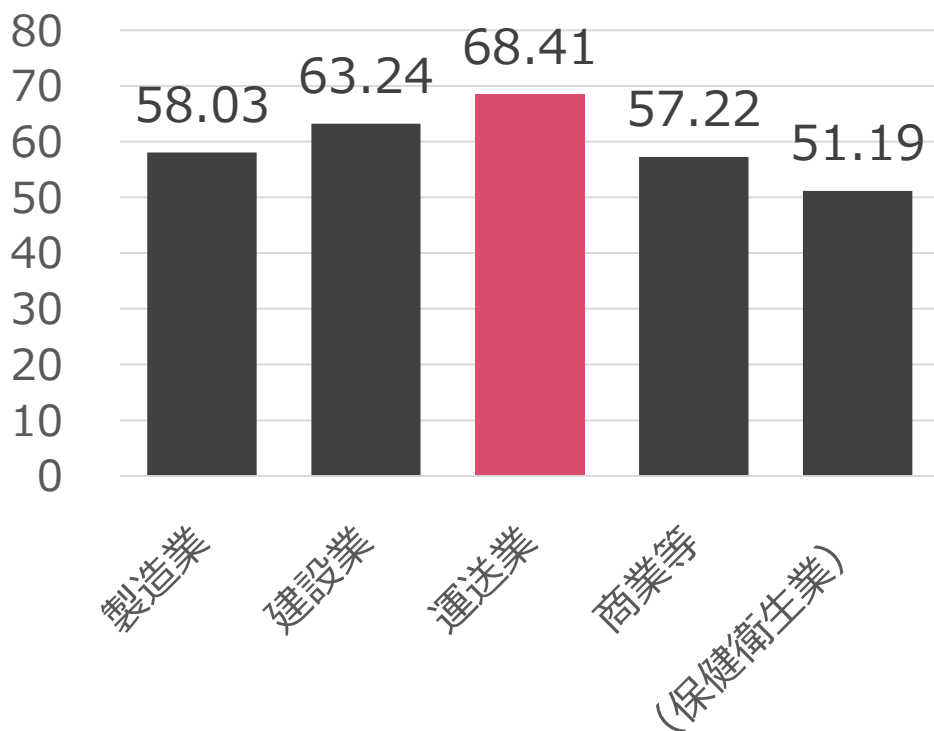


## 定期健康診断結果②：業種別有所見率（岐阜労働基準監督署）

有所見率の高い業種は、運送業、建設業、製造業となっています。

運送業  
高め

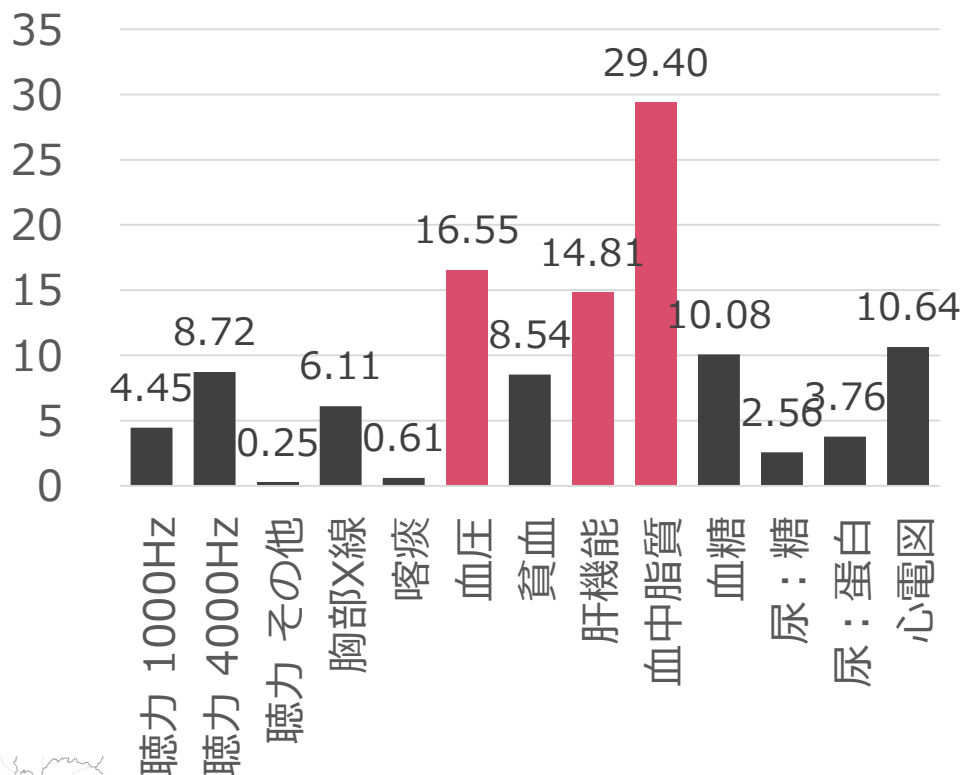
業種別有所見率（令和3年）[%]



## 定期健康診断結果③：項目別有所見率（岐阜労働基準監督署）

健康診断の事後措置（フォローアップ）をお願いします。

項目別有所見率（令和3年）[%]



# 血中脂質

# 血圧

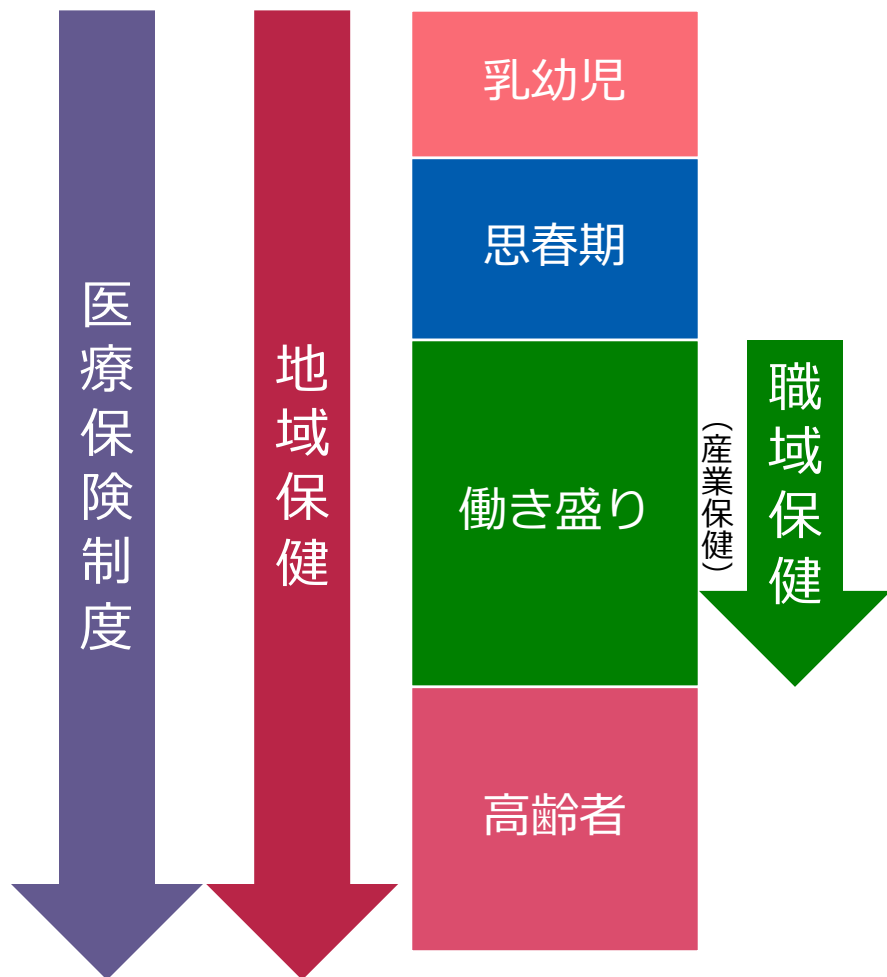
# 肝機能

ほか生活習慣病の因子

# 要改善

# 「コラボヘルス」のお願い

健康診断の事後措置だけでなく健康保険などとのデータ連携もお願いします。



事業者の皆さまへ

別添 1

## 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です - 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和4年度強化月間の重点周知事項は、「[医療保険者※1との連携](#)」によるコラボヘルスの推進です。

### ■労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

#### 【コラボヘルスの取組事例】

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつなげられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

⇒事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。



手引き

### ■医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください※2

- 医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。
  - ①従業員は、[マイナポータル](#)を用いて自らの健康データを把握できるようになり、自らの健康管理に役立てることができます。
  - ②事業者は、[医療保険者と連携](#)することで、[レセプトデータ](#)や[保健事業の提供](#)を受けることができ、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につなげられます。



資料はこちら

- ※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
- ※2：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。
- ※3：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「[定期健康診断実施関係](#)」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

#### <ご参考>

##### 【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40歳以上）】

特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに着目した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、実施を全部又は一部免除することとなっています。

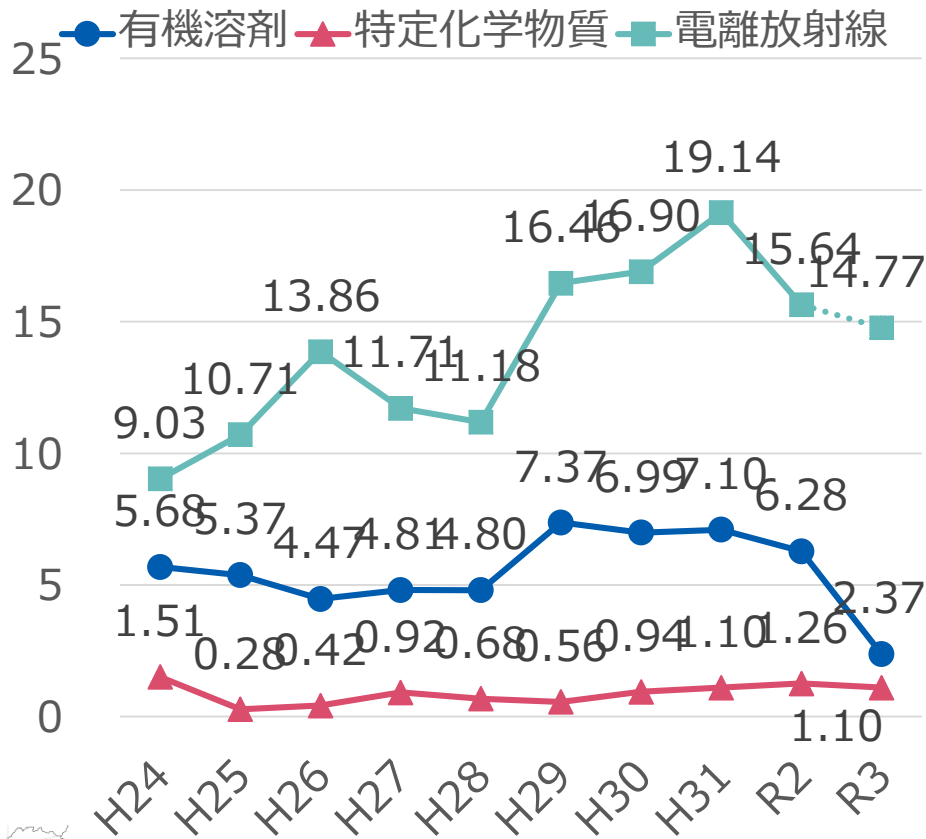
##### 【健康保険法に基づく提供（40歳未満）】

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されました。

# 特殊健康診断結果（岐阜労働基準監督署）

特殊健康診断の適切な実施をお願いします。

## 特殊健康診断有所見者の推移 [%]



有機溶剤等健康診断結果報告書 (様式第2号)

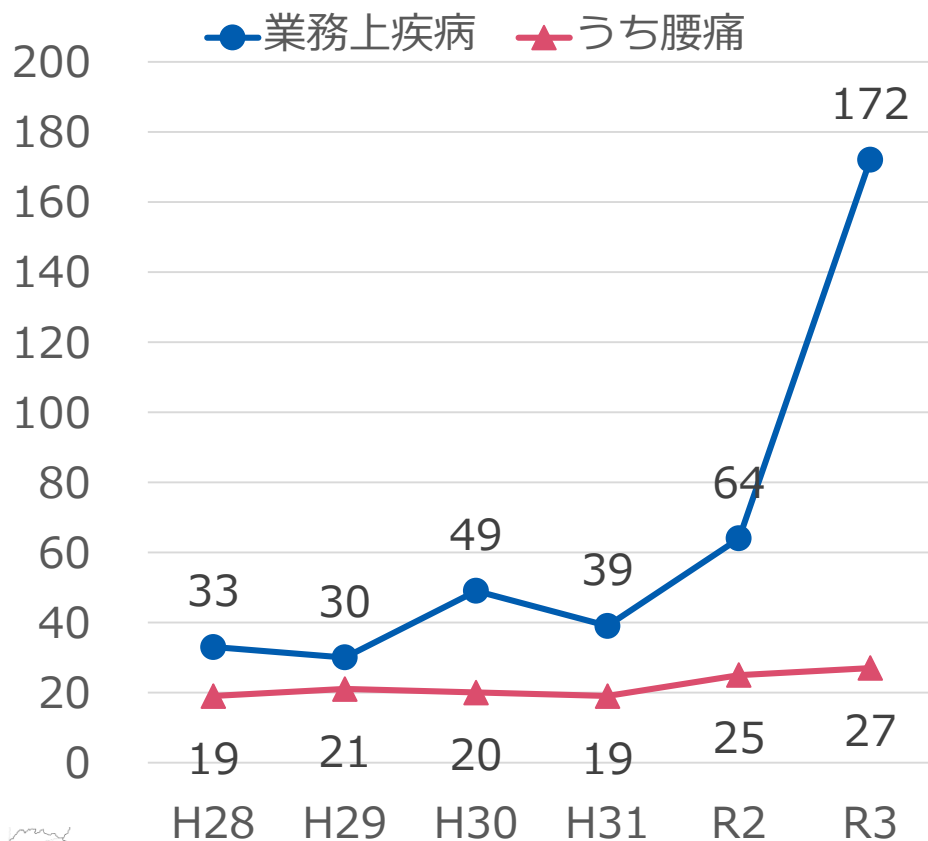
特定化学物質健康診断結果報告書 (様式第3号)

電離放射線健康診断結果報告書 (様式第4号)

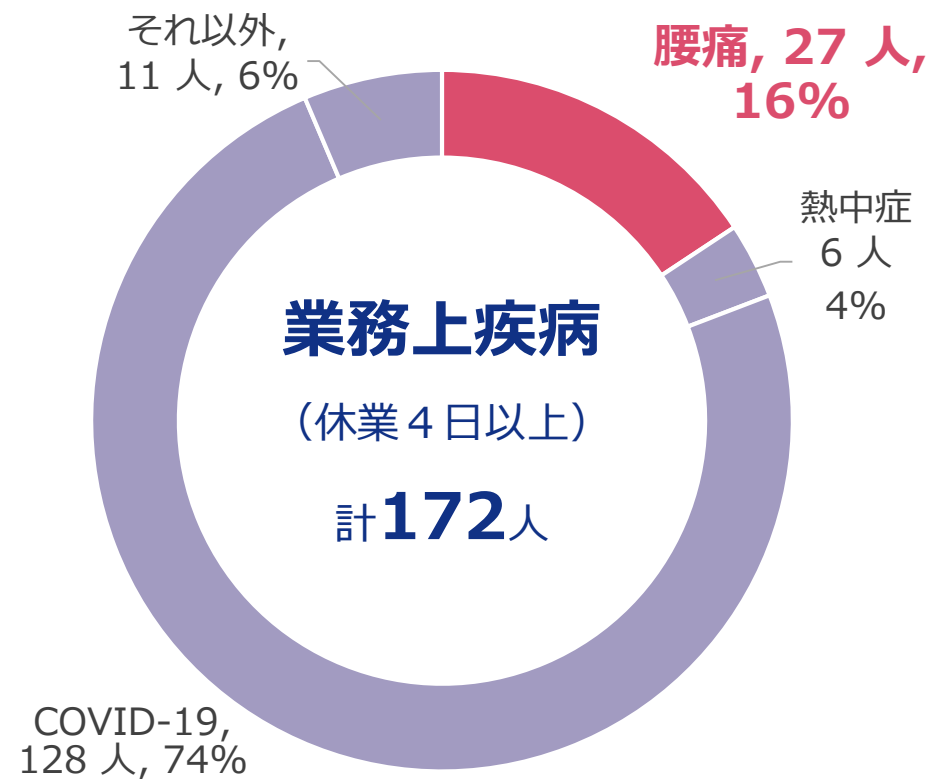
## 業務上疾病の状況（岐阜労働基準監督署）

感染症予防対策、[腰痛予防対策](#)、熱中症予防対策をお願いします。

### 業務上疾病の推移[人]



### 傷病分類別発生状況（令和3年）



業務上疾病は「労働者死傷病報告」（休業4日以上之死傷災害）による。新型コロナウイルスによるものを含む。

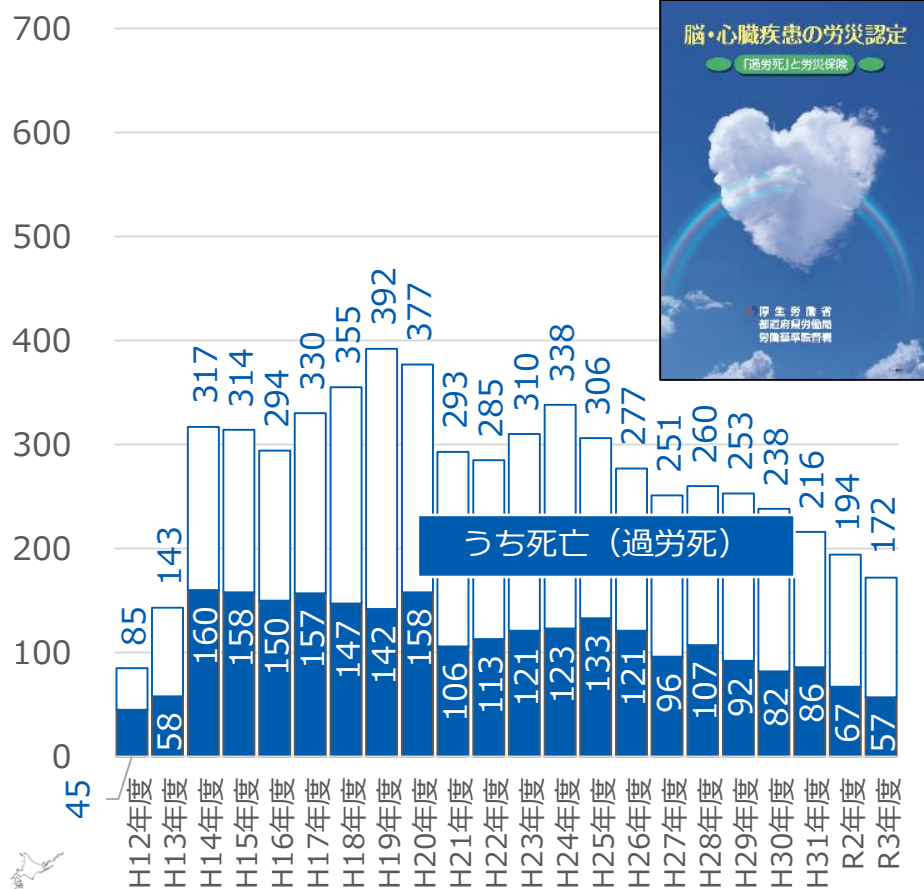


## 【参考】脳・心臓疾患/精神障害の労災補償状況（全国）

過労死等事案は減少傾向にあります。精神障害事案は増加傾向にあります。

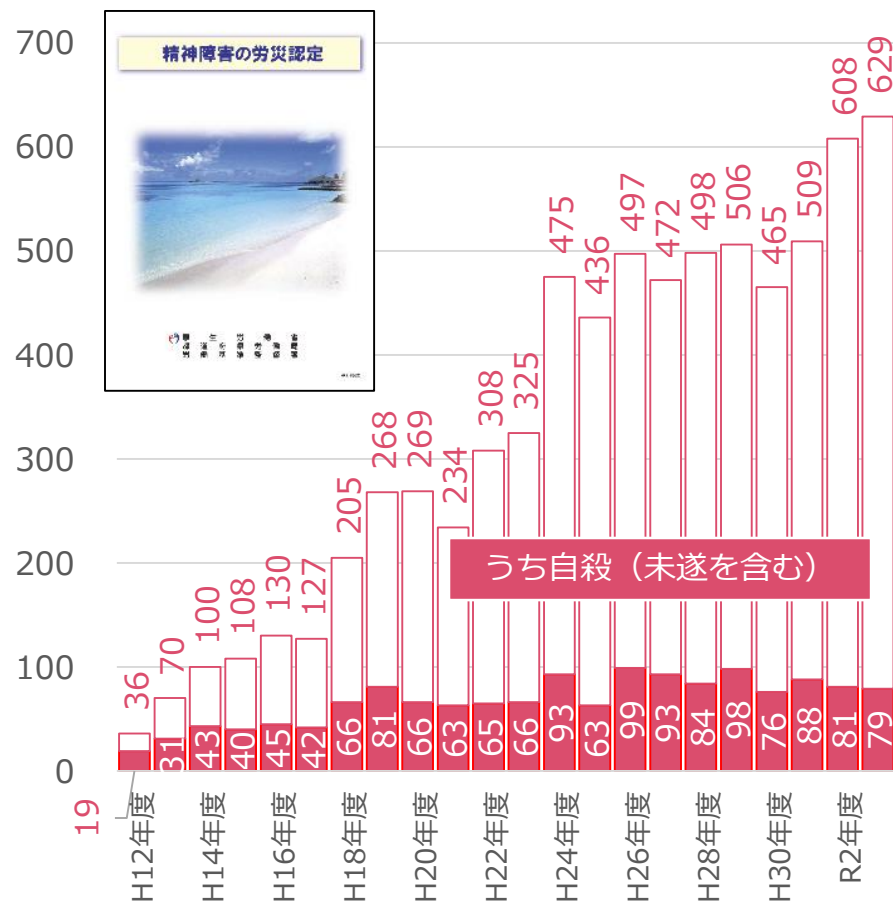
### 脳・心臓疾患の労災支給決定件数[件]

過重な長時間労働（過重労働）による「過労死等」事案。



### 精神障害の労災支給決定件数[人]

「過労自殺（未遂を含む）」は精神障害の「自殺（未遂を含む）」に含まれる。



「過労死等の労災補償状況」（厚生労働省）。労災支給決定件数は、当該年度に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

# 法令改正①：事務所における労働衛生対策（一部令和3年12月1日から）

オフィスの照度基準などが改正されました。



## オフィスの照度基準（令和4年12月1日から）

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300lx以上
付随的な事務作業	150lx以上

### ● 労働衛生基準の改正・見直しの主な項目とポイント

照度



▶事務所における照度について、作業の区分と照度の基準が変わりました

→ P2

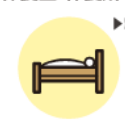
便所



▶便所の設置基準が変わりました

→ P3-4

休養室・休養所



▶設置する際の留意点を新たに示しました

休憩の設備



▶設置する際の留意点を新たに示しました

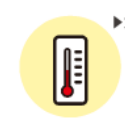
更衣室・シャワー設備等



▶設置する際の留意点を新たに示しました

→ P5

温度



▶空気調和設備のある室の気温の努力目標値について見直されました

測定方法



▶事務所におけるCO・CO<sub>2</sub>含有率の測定を行う際の測定器の例を明示しました

救急用具



▶常備品目の規定がなくなりました

→ P6

## 法令改正②：有害業務従事者の歯科健診の徹底（令和4年10月1日から）

有害業務※従事者の歯科健康診断の実施率が低いことから関係法令の改正を行いました。令和4年10月1日施行。

### ※ 歯科健康診断の対象となる有害な業務

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

#### これまで

- 上記の有害な業務に常時従事する労働者に対しては、6か月ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断を実施する。
- 労働者数50人以上の事業場は、一般定期健康診断結果とともに、上記歯科健診の結果も記載して労働基準監督署に報告する。

#### 令和4年10月1日から

- 上記の有害な業務に常時従事する労働者に対しては、6か月ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断を実施する（変更なし。）。
- 労働者数50人以上の事業場は、一般定期健康診断結果を労働基準監督署に報告する（あまり変わらない。）。
- **労働者数に関係なく（労働者数50人未満であっても）上記歯科健診の結果を労働基準監督署に報告する。**

# 変更後の様式（定期健康診断）

様式第6号（第52条関係）（表面）

## 定期健康診断結果報告書

80311

労働保険番号

対象年 7：平成 9：令和 (月～月分)(報告 回目) 健診年月日 7：平成 9：令和

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号( ) 電話 ( )

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数

(\*)労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に詰めて記入する)

イ 人 ロ 人 ハ 人 ニ 人 ホ 人

ヘ 人 ト 人 チ 人 リ 人 フ 人

ル 人 ヲ 人 ッ 人 カ 人

計 人

健康診断項目	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数
聴力検査(オーージオメーターによる検査)(1000Hz)			肝機能検査	
聴力検査(オーージオメーターによる検査)(4000Hz)			血中脂質検査	
聴力検査(その他の方法による検査)			血糖検査	
胸部エックス線検査			尿検査(糖)	
喀痰検査			尿検査(たん(蛋白))	
血圧			心電図検査	
貧血検査				

所見のあった者の人数 医師の指示人数

産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿



50人以上に提出義務あり(従来どおり)

# 新様式（歯科健診のみ）

様式第6号の2（第52条関係）（表面）

## 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304 0123456789

労働保険番号 在籍労働者数

対象年 9：令和 (月～月分)(報告 回目) 健診年月日 9：令和

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号( ) 電話 ( )

健康診断実施機関の名称

健康診断実施機関の所在地

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容	
労働安全衛生法施行令第22条第3号に掲げる業務に従事する労働者数		
受診労働者数		
所見のあった者の人数		

産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿



50人未満も提出義務あり

歯科健診の欄がなくなる。

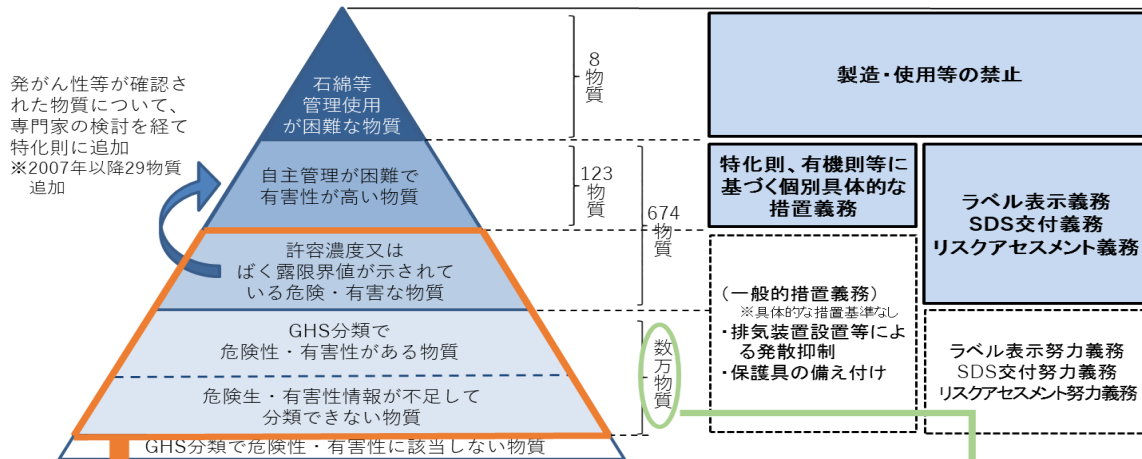
折り曲げる場合は(▲)の所を谷に折り曲げる(●)の所を谷に折り曲げる



# 法令改正③：新たな化学物質規制（「自律的な管理」に向けて）

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>

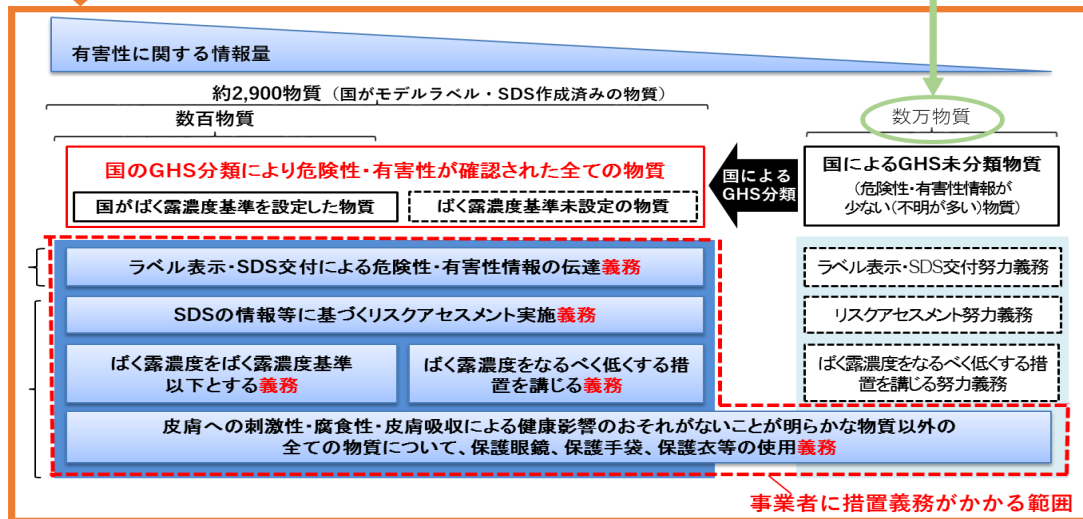


発がん性等が確認された物質について、専門家の検討を経て特化則に追加 ※2007年以降29物質追加

## 従来の特化則や有機則等による規制は残ります。



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

規制項目		施行日	R4.5.31	R5.4.1	R6.4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加				○
	ばく露を最小限度にすること			○	○
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存			○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止			○	○
	衛生委員会付議事項の追加			○	
	がん等の遅発性疾病の把握強化			○	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存			○	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示				○
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等				○
	がん原性物質の作業記録の保存			○	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				○
	雇入れ時等教育の拡充				○
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大			○	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化		○		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新			○	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化				○
	事業場内別容器保管時の措置の強化			○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大			○	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外				○	
特殊健康診断の実施頻度の緩和				○	
第三管理区分事業場の措置強化					○

# 法令改正④：労働者以外の者に対する保護規制（令和5年4月1日から）

「安衛法第22条は労働者と同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨」とした最高裁判決を踏まえた改正です。

事業者・一人親方の皆さまへ

**2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます**

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則・有機溶剤中毒予防規則・鉛中毒予防規則・四アルキル鉛中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則・電離放射線障害防止規則・酸欠欠乏症等防止規則・粉じん障害防止規則・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

### 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

### 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。周知内容が複雑な場合は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

### 請負人等が請ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

# ゼロ災チャレンジ2022



期間中の災害ゼロに向けた取組を推進しています。229事業場が参加しています。

令和4年度 全国安全週間スローガン  
「安全は 急がず焦らず怠らず」

岐阜労働基準監督署

## ゼロ災チャレンジ 2022

令和4年 7月1日 ▶▶▶ 10月7日 参加申込締切 7月15日

**労働災害**が急増しています。岐阜労働基準監督署では、労働災害防止を図るため「ゼロ災チャレンジ2022」の参加企業を募集します。

令和3年は死傷者数・死亡者数ともに過去10年で最多（岐阜労働基準監督署管内）となりました。不安全行動による労働災害が多くを占めており、その要因として、コロナ禍により安全衛生活動が低調となったことが考えられます。このため、岐阜労働基準監督署では7～9月に集中的に労働災害防止に取り組む「ゼロ災チャレンジ2022」を実施します。職場の安全を守り、社員一人一人の安全に対する意識を高めるため、ゼロ災を目指して次の重点取組事項を実施しましょう。

概要

▶ FAXにより参加申し込みをし、次の重点取組事項を展開します。（詳細は裏面）

実施事項

重点取組事項	ゼロ災① 安全意識を高める
	安全研修・大会の開催やポスター等の掲示等
重点取組事項	ゼロ災② 危険な箇所・作業の洗い出しとその見直しをする
	危険の感受性を高め、安全パトロール、危険予知訓練、ヒヤリハットを実施する等
重点取組事項	ゼロ災③ 転倒災害、墜落災害、はさまれ・巻き込まれ災害を防ぐ

### 過去10年で最多

【死傷者数（全産業）】  
※ 岐阜労働基準監督署管内

■ 死傷者数  
● 死亡者数

令和2年 749  
令和3年 906

死亡者数 10

死亡災害が多発

### 転落、墜落 はさまれ・巻き込まれが多い

【事故の型別（全産業）】  
※ 岐阜労働基準監督署管内  
令和3年の死傷者数906人の内訳

転倒 (189件) 21%  
墜落・転落 (155件) 17%  
はさまれ・巻き込まれ (103件) 11%

(注) 「死傷者数」は休業4日以上の死傷者数としています。

岐阜労働基準監督署 安全衛生課 申込詳細は裏面

令和4年度 全国安全週間スローガン  
「安全は 急がず焦らず怠らず」

岐阜労働基準監督署

## ゼロ災チャレンジ 2022

実施中 7月1日 ▶▶▶ 10月7日

労働災害が急増しています！  
集中的に労働災害防止に取り組み、  
ゼロ災をめざしましょう。

ゼロ災ちーちゃん

みんな  
で  
ゼロ災チャレンジ  
ちー

ゼロ災2022キャラクター  
「ゼロ災ちーちゃん」  
作画：こばやしのかさん（小1）

重点取組事項	ゼロ災① 安全意識を高める
	安全研修・大会の開催やポスター等の掲示等
重点取組事項	ゼロ災② 危険な箇所・作業の洗い出しとその見直しをする
	危険の感受性を高め、安全パトロール、危険予知訓練、ヒヤリハットを実施する等
重点取組事項	ゼロ災③ 転倒災害、墜落災害、はさまれ・巻き込まれ災害を防ぐ

厚生労働省